

# ネグレクト事例における 保護の判断基準

安 部 計 彦

Criterion of the Protection in the Neglected Child

Kazuhiko Abe

## 1 問題と目的

児童虐待相談対応件数の増加に伴い、児童相談所も市町村も対応するネグレクトの件数は増加を続けている。それでも2010（平成22）年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数のうち、一時保護は22.5%、施設入所は7.9%（施設入所等7.1%、里親等委託0.7%）であった（厚生労働省2012）。

しかし市町村職員からは「児童相談所がネグレクト事例について十分な対応をしてくれず、特に一時保護や施設入所（以下「保護」とする）をいくらお願いしても難しい」という話はよく耳にする。

この件については、国の児童虐待対応マニュアルとも言うべき『子ども虐待対応の手引き』には、一時保護決定に向けてのアセスメントシートが掲載され、一定の基準を示している（日本子ども家庭総合研究所編（2009、97）。そのアセスメントシートで「緊急保護を検討する」場合の前提である「すでに虐待により重大な結果が生じている」場合の例示としてネグレクトでは、栄養失調、衰弱、医療放棄など、生命の危険に直結するような状態が例示されている。

しかしこのアセスメントシートには、それ以外に明確にネグレクトを示す基準が示されていない。唯一一番軽いレベルである「虐待発生につながる可能性のある家庭環境」の枠組みの中に「養育態度・知識の不足」があり、これに該

当すれば「継続的、総合的な援助。場合によっては一時保護を検討」するとなっている。この結果、多くのネグレクト事例で「継続的、総合的な支援」の実施は市町村の担当となっている。

また同じく虐待対応の手引きで施設入所の前提となる「親子分離の可否評価チェックリスト」でも「保護者が虐待行為や生活環境を改善するつもりがない」などネグレクトに関係する項目はあるが、直接子どもや家庭のネグレクト状況を示す項目はない（日本子ども家庭総合研究所編（2009、130～131））。

このようにネグレクトの保護の判断基準が明示されていない状況である。また日本ではネグレクトの保護の基準に関する研究はない。

では、実際に市町村が対応しているネグレクト事例に対して児童相談所はどのような子どもや家族の状況で保護を行っているのか、また児童相談所が保護を行う際の判断基準や考慮している要素について、その実態を解明することをこの研究の目的とする。

なおこの研究は、ネグレクトの保護の判断基準を求める探索的研究である。

## 2 方法

### (1) 研究方法

筆者は2010年度に（財）こども未来財団の研究委託を受け「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究（主任研究者：安部計彦）」を実施し報告書をまとめた（安部：2011）。調査は東京都や政令指定市の区を含む全国のすべての市区町村の「子ども家庭相談担当課」宛に調査票を送付し、郵送で回答を得る方法で行った。調査票は2010年9月に送付し、10月を締め切りとした。

このうちネグレクト事例に関する調査票では、各市区町村に2010年度の要保護児童対策地域協議会（進行）管理台帳または虐待受理簿から無作為に最大10事例までの提供を依頼し、事例ごとに、年齢、受理年月日、発見者（A）、兄弟姉妹の数、きょうだい以外の家族成員（B）、子どもの状況（C）、保護者・家庭状況（D）、利用している（した）サービス（E）、児童相談所の関与（F）、ケース会議の回数、実務者会議での報告回数、終結年月日、終結理由（G）、

現状（H）について記入していただいた。なお（A）から（H）は事前を選択肢を用意し、当てはまらない場合は「その他」として記入していただいた。その選択肢はネグレクト支援に詳しい研究協力者と協議のうえ決定した。

この研究ではこのデータを再分析して行う。

## （2）作業仮説

この研究においては3つの作業仮説を設定する。

### ①ネグレクト状況

子どものネグレクト状況はさまざまである。そのためこの研究では、研究協力者と「ネグレクトされた子どもに多くみられる状況」を検討して17項目の選択肢を作成した。つまりこの研究では子どものネグレクト状況を17項目に限定し、回答の有無をネグレクト状況の有無と仮定する。

なお調査においては、記入者にその事例ごとに項目の有無を判断し、該当番号を記入するように依頼した。つまり子どものネグレクト状況を何らかの方法や基準を示して客観的に定義するのではなく、記入者の判断に委ねている。また記入者が子どもの状況全体を完全に把握している保証もない。そのため回答の正確さや程度は相対的であることの留意は必要である。

### ②家庭状況

保護者の保護者や家庭の状況も同様に18項目から記入者の判断で記載された状況をネグレクト家庭の状況と仮定する。なおデータに関する留意はこの項目でも同様である。

### ③一時保護・施設入所

今回の研究対象は市区町村としている。そのためこの研究で対象となる保護は、市町村が把握している子どもの状況であり、個々の事例が本当に保護されたかどうかの確認をしていない。しかしこの研究では、これらの記載が事実である、つまり回答で一時保護や施設入所とある事例は、実際に保護されたと仮定して分析を行う。

### (3) 倫理的配慮

調査にあたっては、研究趣旨と守秘義務や情報管理などを説明した依頼文を質問票に同封して送付した。回答は各自治体職員に記入をお願いし、また自治体名を記入しない回答にしたため、自治体名から個人が特定されることも防止できる。さらに結果はすべて統計的に処理することで、個人情報保護を徹底した。なおこの調査は、2010（平成22）年9月9日に日本社会事業大学倫理委員会の承認（受付番号10-04002）を得て実施した。

## 3 結果

### (1) 回答

調査票は1,901市区町村に送付した。その結果、この調査全体の回答は713市区町村（回答率37.5%）からあり、2870ケースのネグレクト事例が集まった。

### (2) 保護の割合

上記2870ケースの子どものうち、一時保護された子どもは398人で全体の13.9%。施設入所した子どもは285人で全体の9.9%であった。全国の児童相談所が対応した児童虐待件数と比べると、一時保護は8.6ポイント少なく、施設入所は2ポイント多かった。

### (3) 相関関係

市区町村が対応しているネグレクト事例の一時保護と施設入所の相関は（表1）のようになった。つまり両者は0.1%水準で有意であるが、ピアソンの相関係数は0.318とあまり高い相関ではなかった。

### (4) 年齢

子どもの年齢の3歳ごとの保護の割合は（表2）および（図1）のようになった。どちらも2歳以下で割合が高いが3歳以上で低下し、12歳以上で再び増加している。特に一時保護は3~5歳は約11%であるが、15歳以上は約24%と2倍以上に増えている。

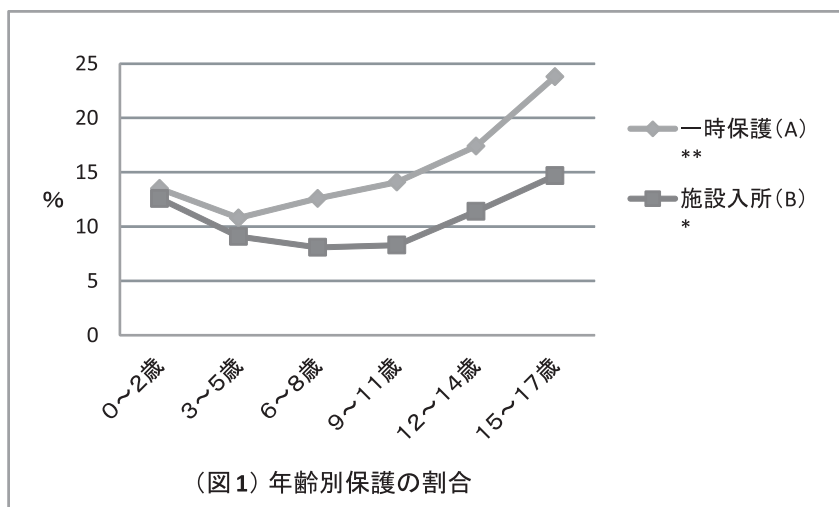
(表1) 一時保護と施設入所の相関係数

		一時保護	施設入所
一時保護	Pearson の相関係数	1	.318**
	有意確率 (両側)		.000
	N	2850	2850
施設入所	Pearson の相関係数	.318**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	2850	2851

\*\* . 相関係数は1%水準で有意 (両側) です。

(表2) 年齢別の保護の割合 (カッコ内は割合)

年 齢	合 計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
0～2歳	532(100)	72(13.5)	67(12.6)	93.1%
3～5歳	592(100)	64(10.8)	54(9.1)	84.4%
6～8歳	619(100)	78(12.6)	50(8.1)	64.1%
9～11歳	538(100)	76(14.1)	45(8.3)	59.2%
12～14歳	403(100)	70(17.4)	46(11.4)	65.7%
15～17歳	143(100)	34(23.8)	21(14.7)	61.8%
不明	42(100)	5(11.9)	2(4.8)	40.0%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%
$\chi^2$ 検定		0.001	0.023	



(図1) 年齢別保護の割合

\*\* : P<0.01      \* : P<0.05

併せて一時保護された事例がどの程度施設入所しているかも「一致率」として表示する。その結果は、0～2歳は約93%、3～5歳は約84%と乳幼児は高い割合であるが、学齢児以降は6割前後であった。

なお年齢ごとでは一時保護が1%未満、施設入所は5%水準で有意な差があった。

#### (5) 家族構成

ネグレクトされた子どもが所属する家族構成の種類ごとの保護の割合は(表3)および(図2)のようであった。つまり一時保護される割合は、継父・実母家庭で19.2%、実母・内夫家庭で18.1%、実父のみで16.7%の順で高い割合であった。一方施設入所は、実父のみ14.9%、実母・内夫家庭12.1%、実母・祖父母10.7%の順であった。

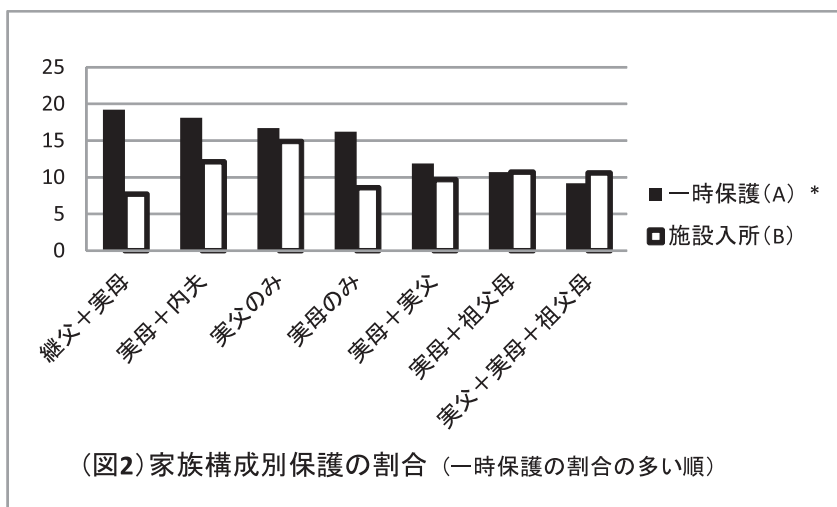
なお家族構成では一時保護は5%水準で有意差があったが、施設入所は家族構成による有意な差はなかった。

#### (6) 子どもの状況

子どもの状況の各項目ごとの保護の割合は(表4)および(図3)のようになった。つまり一時保護は、家庭内で動物飼育している子の25.9%、ネグレ

(表3) 家族構成による保護の割合 (カッコ内は割合)

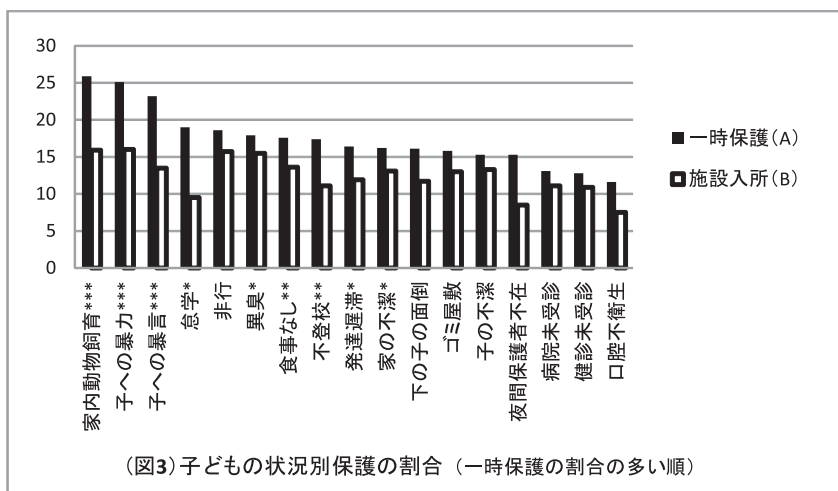
	合 計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
実母のみ	947(100)	153(16.2)	82(8.6)	53.6%
実母+実父	876(100)	104(11.9)	85(9.7)	81.7%
実母+祖父母	252(100)	27(10.7)	27(10.7)	100%
実父のみ	168(100)	28(16.7)	25(14.9)	89.3%
実父+実母+祖父母	142(100)	13(9.2)	15(10.6)	115.4%
継父+実母	130(100)	25(19.2)	10(7.7)	40.0%
実母+内夫	116(100)	21(18.1)	14(12.1)	66.7%
その他	239(100)	27(11.3)	27(11.3)	100%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%
$\chi^2$ 検定		0.010	0.169	



\* : P<0.05

(表4) 子どもの状況 (複数回答) の保護の割合 (カッコ内は割合)

	合計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
子の不潔	994(100)	153(15.3)	132(13.3)***	86.3%
発達遅滞	843(100)	138(16.4)*	100(11.9)*	72.5%
食事なし	745(100)	131(17.6)**	101(13.6)***	77.1%
家の不潔	741(100)	120(16.2)*	97(13.1)**	80.8%
不登校	657(100)	114(17.4)**	73(11.1)	64.0%
夜間保護者不在	645(100)	99(15.3)	55(8.5)	55.6%
ゴミ屋敷	546(100)	86(15.8)	71(13.0)**	83.6%
下の子の面倒	498(100)	80(16.1)	58(11.7)	72.5%
子への暴言	465(100)	108(23.2)***	63(13.5)**	58.3%
異臭	457(100)	82(17.9)*	71(15.5)***	86.6%
健診未受診	321(100)	41(12.8)	35(10.9)	85.4%
子への暴力	307(100)	77(25.1)***	49(16.0)	63.6%
病院未受診	252(100)	33(13.1)	28(11.1)	84.8%
家内動物飼育	251(100)	65(25.9)***	40(15.9)**	61.5%
怠学	232(100)	44(19.0)*	22(9.5)	50.0%
非行	172(100)	32(18.6)	27(15.7)*	84.4%
口腔不衛生	147(100)	17(11.6)	11(7.5)	64.7%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%



\*\*\* ;  $P < 0.001$     \*\* :  $P < 0.01$     \* :  $P < 0.05$   
 (注) (図3) は一時保護に関する  $\chi^2$  検定の結果を表示

クトと共に子どもへの暴力がある子の25.1%、暴言を受けている子どもの23.2%に実施されている。一方施設入所は、子への暴力で16.0%、家内動物飼育で15.9%、非行で15.7%であり、割合は低いが一時保護と2項目が共通であった。

なお一時保護では9項目、施設入所でも9項目で有意差があったが、両方で5%水準以下の有意差があったのは、家内動物飼育、子への暴力、異臭、家で食事をしていない、子への暴言、家の不潔、子どもの発達の遅れ、の6項目であった。

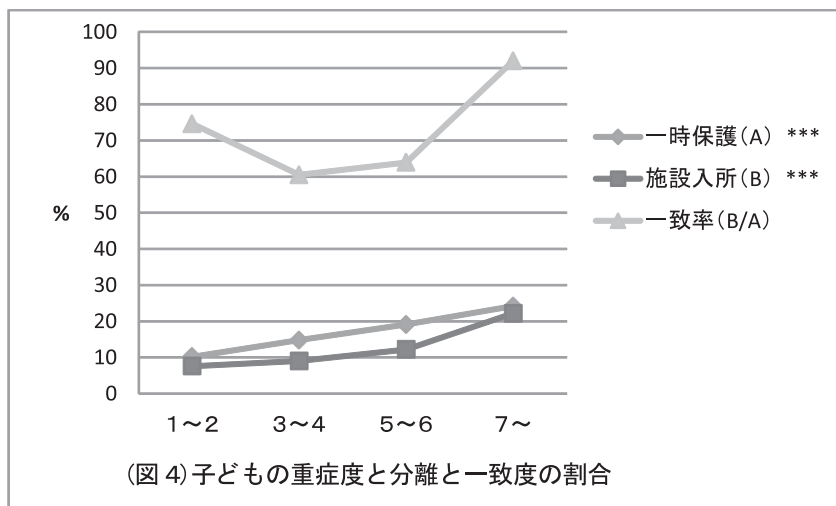
### (7) 重症度

筆者は以前ネグレクトの重症度について検討したが、その際には事例ごとに子どもの状況17項目のうち何項目を含むかで判断した(安部2012)。そこでこの研究においても重症度ごとの保護の割合を調べると(表5)および(図4)のようになった。つまり一時保護も施設入所も重症度(項目数)が増えるごとに一時保護される割合が増え、両者とも0.1%未満で有意であった。しかし一時保護は2個増えるごとにおおむね5ポイント増える直線型であるが、



(表5) 子どもの重症度と保護の割合 (カッコ内は割合)

重症度(個数)	合計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
1~2	1236(100)	126(10.2)	94(7.6)	74.6%
3~4	871(100)	129(14.8)	78(9.0)	60.5%
5~6	434(100)	83(19.1)	53(12.2)	63.9%
7~	207(100)	50(24.2)	46(22.2)	92.0%
不明	122(100)	10(8.2)	14(11.5)	140.0%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%
$\chi^2$ 検定		0.000	0.000	



施設入所は6個までは微増であり7個以上で急上昇する二次曲線型であった。

なおその一致率は、1~2個で約75%あるが3~4個で約61%に減り、以後増えて7個以上になると92%となるU字型であった。

(8) 子どもの状況1~2項目での保護

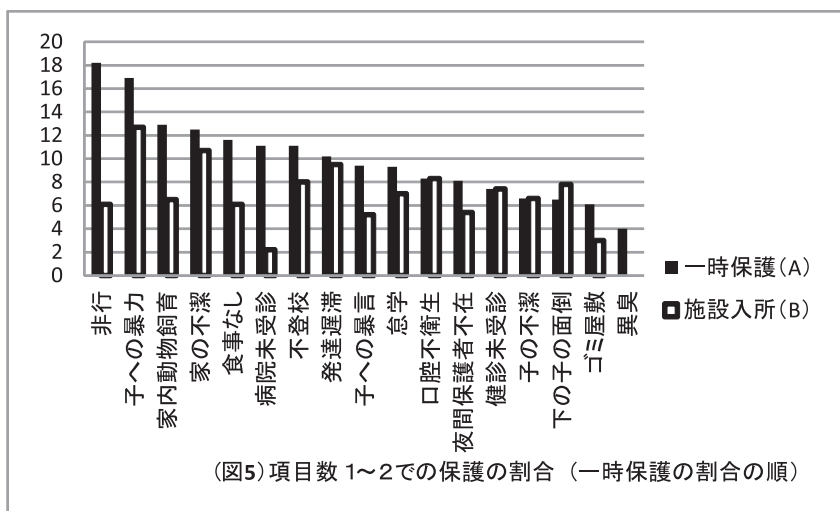
(7) 重症度でみたようにネグレクト状況は重複している。そのため子どものネグレクト状況が1~2項目であっても市区町村がかかっている事例を分析することで、それらの項目が保護にどの程度寄与しているかを推察できると考えた。

その結果は（表6）および（図5）のようであった。つまり一時保護は、非行（18.2%）、子への暴力（16.9%）、家内動物飼育（12.9%）の順で高く、施設入所は、子への暴力（12.7%）、家の不潔（10.7%）、発達の遅れ（9.5%）であった。

一方家庭状況は（表7）及び（図6）のようであった。つまり一時保護で割合の高いのは、世代間連鎖（19.8%）、精神障害（疑）（18.7%）、借金（18.0%）で、施設入所は、アルコール・薬物（14.8%）、知的障害（疑）（14.2%）、精神障害（疑）（13.1%）であった。なお全体の平均より2ポイント以上高い割合であったのは、一時保護で5項目、施設入所で4項目あったが、両方に共通していたのは、アルコール・薬物、精神障害（疑）、世代間連鎖の3項目であった。

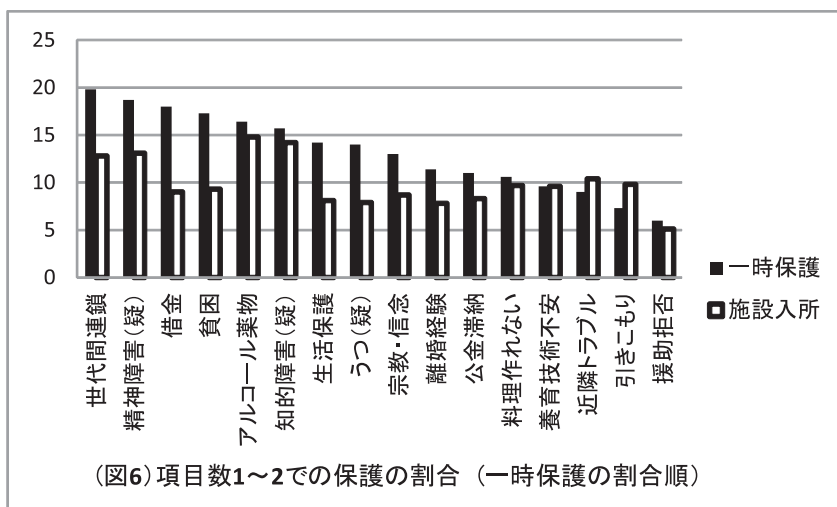
（表6）子どものネグレクト項目1～2個での保護の割合（カッコ内は割合）

	合 計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
発達遅滞	285(100)	29(10.2)	27(9.5)	93.1%
不登校	225(100)	25(11.1)	18(8.0)	72.0%
食事なし	164(100)	19(11.6)	10(6.1)	52.6%
夜間保護者不在	148(100)	12(8.1)	8(5.4)	66.7%
子の不潔	121(100)	8(6.6)	8(6.6)	100%
子への暴言	96(100)	9(9.4)	5(5.2)	55.6%
健診未受診	81(100)	6(7.4)	6(7.4)	100%
下の子の面倒	77(100)	5(6.5)	6(7.8)	120.0%
子への暴力	71(100)	12(16.9)	9(12.7)	75.0%
家の不潔	56(100)	7(12.5)	6(10.7)	85.7%
病院未受診	45(100)	5(11.1)	1(2.2)	20.0%
怠学	43(100)	4(9.3)	3(7.0)	75.0%
ゴミ屋敷	33(100)	2(6.1)	1(3.0)	50.0%
非行	33(100)	6(18.2)	2(6.1)	33.3%
家内動物飼育	31(100)	4(12.9)	2(6.5)	50.0%
異臭	25(100)	1(4.0)	0	0
口腔不衛生	12(100)	1(8.3)	1(8.3)	100%
合計				



(表7) 子どものネグレクト項目1~2個での家庭状況の保護の割合(カッコ内は割合)

	合計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
離婚経験	500(100)	57(11.4)	39(7.8)	68.4%
養育技術不安	459(100)	44(9.6)	44(9.6)	100%
貧困	289(100)	50(17.3)	27(9.3)	54.0%
精神障害(疑)	268(100)	50(18.7)	35(13.1)	70.0%
生活保護	246(100)	35(14.2)	20(8.1)	57.1%
うつ(疑)	164(100)	23(14.0)	13(7.9)	56.5%
知的障害(疑)	134(100)	21(15.7)	19(14.2)	90.5%
借金	133(100)	24(18.0)	12(9.0)	50.0%
援助拒否	117(100)	7(6.0)	6(5.1)	85.7%
料理作れない	113(100)	12(10.6)	11(9.7)	91.7%
公金滞納	109(100)	12(11.0)	9(8.3)	75.0%
世代間連鎖	86(100)	17(19.8)	11(12.8)	64.7%
引きこもり	82(100)	6(7.3)	8(9.8)	133.3%
近隣トラブル	67(100)	6(9.0)	7(10.4)	116.7%
アルコール薬物	61(100)	10(16.4)	9(14.8)	90.0%
宗教・信念	23(100)	3(13.0)	2(8.7)	66.7%



### (9) 家族状況

ネグレクトの家族状況ごとの保護の割合は（表8）および（図7）のようになった。複数回答であるが、一時保護はアルコール・薬物（25.9%）、世代間連鎖（22.6%）、精神障害（疑いを含む）の順であり、施設入所はアルコール・薬物（23.0%）、近隣トラブル（17.1%）、世代間連鎖（16.0%）の順であった。

なお有意差があったのは一時保護で11項目、施設入所で10項目、両者ともあったのは8項目であった。そのうち両者とも0.1%未満で有意であったのは貧困、精神障害（疑）、世代間連鎖、アルコール・薬物の4項目であった。

### (10) 市区町村の支援内容

市区町村の支援内容と保護の割合は（表9）および（図8）のようであった。複数回答であるが一時保護で割合が多いのはショートステイ（32.3%）、病院同行（27.6%）、トワイライト（21.4%）の順であり、施設入所はトワイライト（28.6%）、ショートステイ（26.2%）、病院同行（18.7%）で、順番は違うが同じ項目であった。

(表 8) 家庭状況 (複数回答) と保護の割合 (カッコ内は割合)

	合 計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
離婚経験	1263(100)	219(17.3)***	135(10.7)	61.6%
養育技術不安	1188(100)	183(15.4)	143(12.0)**	78.1%
貧困	903(100)	157(17.4)***	119(13.2)***	75.8%
生活保護	648(100)	119(18.4)***	72(11.1)	60.5%
精神障害(疑)	536(100)	120(22.4)***	82(15.3)***	68.3%
借金	458(100)	90(19.7)***	62(13.5)**	68.9%
知的障害(疑)	446(100)	77(17.3)*	68(15.2)***	88.3%
公金滞納	436(100)	76(18.1)**	69(15.8)***	90.8%
うつ(疑)	425(100)	73(17.2)*	41(9.6)	56.2%
料理作れない	413(100)	66(16.0)	61(14.8)**	92.4%
援助拒否	371(100)	45(12.1)	37(10.0)	82.2%
世代間連鎖	363(100)	82(22.6)***	58(16.0)***	70.7%
近隣トラブル	216(100)	40(18.5)*	37(17.1)**	92.5%
引きこもり	186(100)	25(13.4)	19(10.2)	76.0%
アルコール薬物	174(100)	45(25.9)***	40(23.0)***	88.9%
宗教・信念	50(100)	6(12.0)	6(12.0)	100%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%

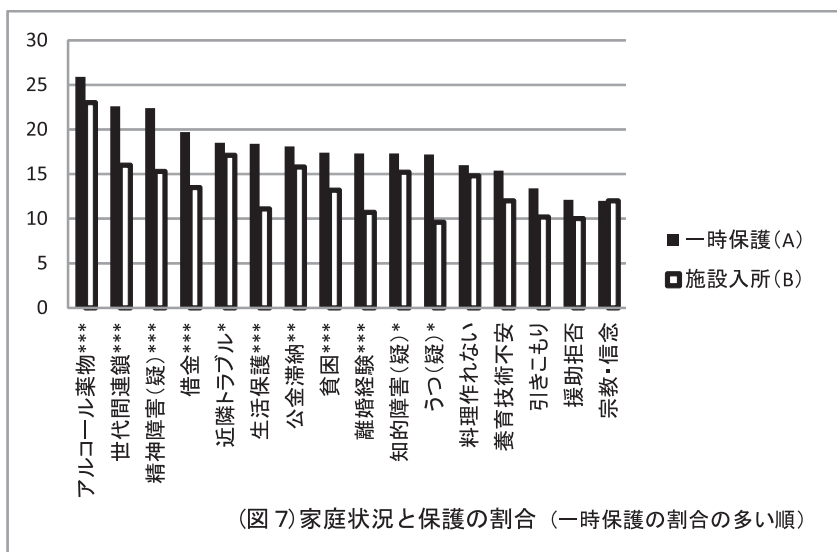
## (11) 児童相談所のかかわり

児童相談所のかかわりに対する保護の割合は(表 10) および(図 9) のようになった。そして(図 9) のように両者ともすべての項目が 0.1% 未満で有意差があり、その順番も同じであった。

## (12) 主要項目

以上の分析において保護された割合の多い項目の重複による保護について検討した。対象として一時保護で 20%、施設入所で 15% を両方が超えている子どもの状況を抽出すると、子への暴力、家内動物飼育、子どもの項目 7 以上の 3 項目であった。

その 3 項目の重複した事例の保護の割合は、(表 11) 及び(図 10) のように、一時保護は重複の割合の上昇に比例して保護は直線的に増加しているが、施設



\*\*\* :  $P < 0.001$     \*\* :  $P < 0.01$     \* :  $P < 0.05$   
 (注) 一時保護に関する  $\chi^2$  検定の結果を表示

入所は2個までは上昇率があまり見られず20%程度であるが、3項目の重複事例では保護は70%に急増している。

同様の手続きで家族状況を調べると、精神障害(疑)、世代間連鎖、アルコール薬物の3項目が抽出された。子の3項目と家庭の3項目を合計6項目の重複での保護の割合は(表12)および(図11)のような結果となり、割合の増加の傾向は同様で、一時保護は項目数の増加と比例していたが、施設入所については5項目の重複から急激に増えている。

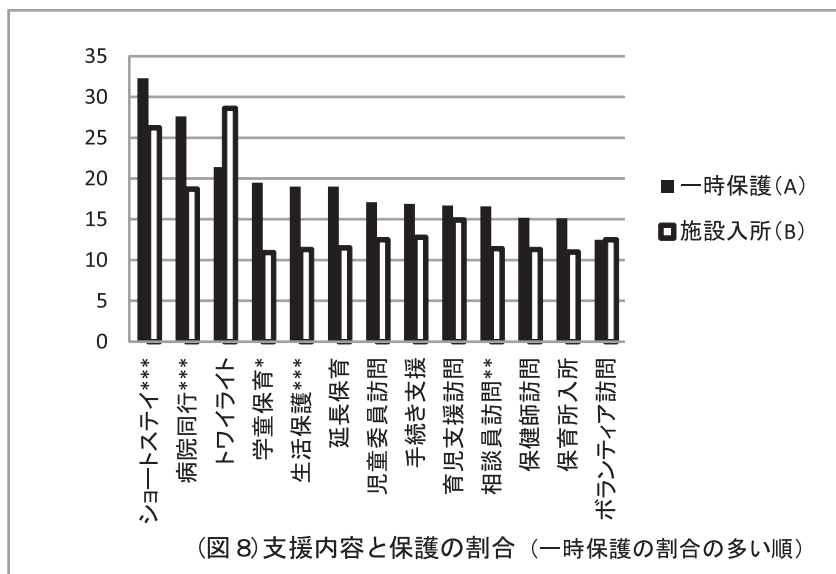
## 5 考察

### (1) 保護率

今回の研究で対象にした市区町村でのネグレクト事例の保護率は、一時保護が13.9%、施設入所は9.9%であった。一方全国の児童相談所が対応した虐待対応事例に対しては、一時保護が22.5%、里親を合わせた施設入所等は7.9%であった。なお児童相談所での虐待種類別の保護に関するデータは発見できな

(表9) 市区町村の支援内容（複数回答）と保護の割合（カッコ内は割合）

	合計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
相談員訪問	1148(100)	191(16.6)**	131(11.4)*	68.6%
保育所入所	921(100)	139(15.1)	101(11.0)	72.7%
保健師訪問	912(100)	139(15.2)	103(11.3)	74.1%
生活保護	691(100)	131(19.0)***	78(11.3)	59.5%
手続き支援	468(100)	79(16.9)	60(12.8)	75.9%
児童委員訪問	368(100)	63(17.1)	46(12.5)	73.0%
育児支援訪問	174(100)	29(16.7)	26(14.9)*	89.7%
学童保育	164(100)	32(19.5)*	18(10.9)	56.3%
延長保育	147(100)	28(19.0)	17(11.5)	60.7%
病院同行	123(100)	34(27.6)***	23(18.7)**	67.6%
ショートステイ	65(100)	21(32.3)***	17(26.2)***	81.0%
ボランティア訪問	48(100)	6(12.5)	6(12.5)	100%
トワイライト	14(100)	3(21.4)	4(28.6)*	133.3%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%

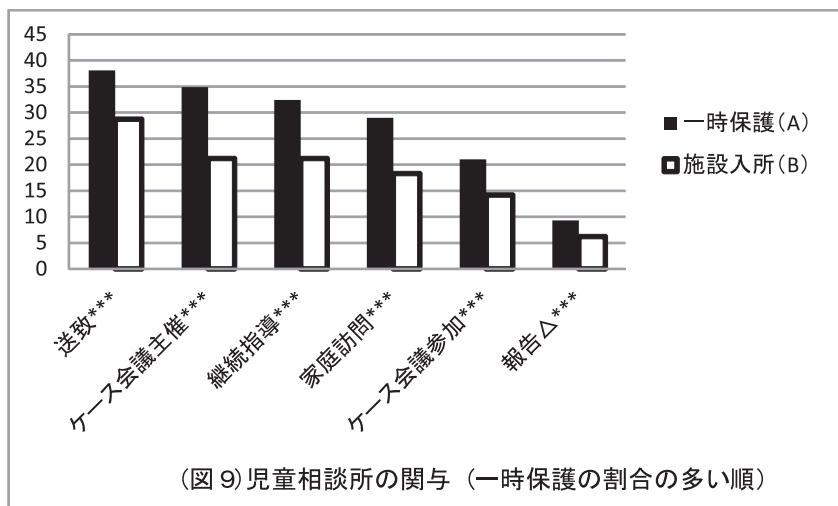


\*\*\* ; P<0.001      \*\* : P<0.01      \* : P<0.05

(注) 一時保護に関する  $\chi^2$  検定の結果を表示

(表 10) 児童相談所の関与（複数回答）と保護の割合（カッコ内は割合）

	合 計	一時保護(A)	施設入所(B)	一致率(B/A)
報告	931(100)	87(9.3)△***	58(6.2)△***	66.7%
ケース会議参加	902(100)	189(21.0)***	128(14.2)***	67.7%
家庭訪問	693(100)	201(29.0)***	127(18.3)***	63.2%
継続指導	518(100)	168(32.4)***	110(21.2)***	65.5%
送致	265(100)	101(38.1)***	76(28.7)***	75.2%
ケース会議主催	146(100)	51(34.9)***	31(21.2)***	60.8%
合計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%



\*\*\* ;  $P < 0.001$

かった。

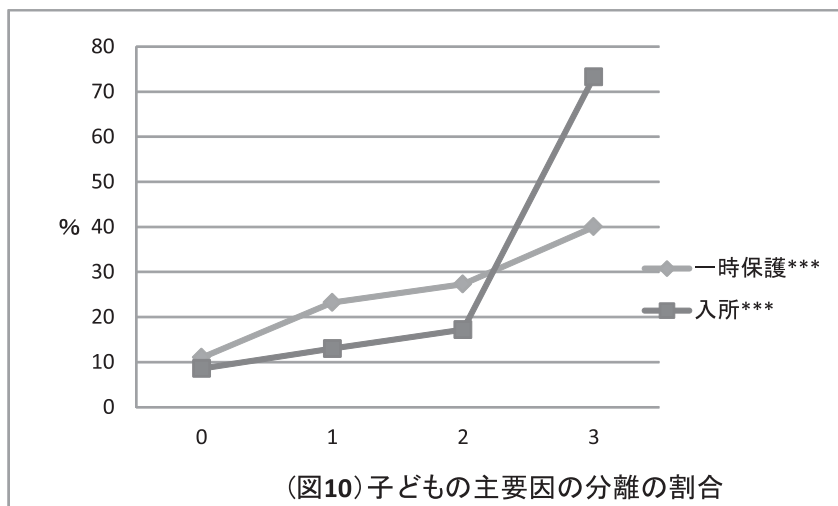
そのため、対応主体が市区町村と児童相談所で違うこと、児童虐待全体とネグレクトのみで対象が違うことの2点が違うため、単純な比較はできない。

それでも、①市区町村が対応するネグレクト事例は一時保護されにくいので、軽度を含め広くネグレクト支援を行っている可能性がある。②児童相談所が対応した虐待全体より高い施設入所率から、また対応全体の約1割が施設入所している点から、かなり深刻な事例を対応している、という一見相反する実態が想定される。



(表 11) 子どもの主要因の保護の割合 (カッコ内は割合)

	計	一時保護	入 所	一致率(B/A)
0	2219(100)	245(11.0)	190(8.6)	77.6%
1	517(100)	120(23.2)	67(13.0)	55.8%
2	99(100)	27(27.3)	17(17.2)	63.0%
3	15(100)	6(40.0)	11(73.3)	183.3%
不明	20(100)	0	0	0
計	2870(100)	398(13.9)	285(9.9)	71.6%
$\chi^2$ 検定		0.000	0.000	



\*\*\* ; P<0.001

(注) 子どもの3項目：子どもへの暴力、家屋内動物飼育、項目7以上

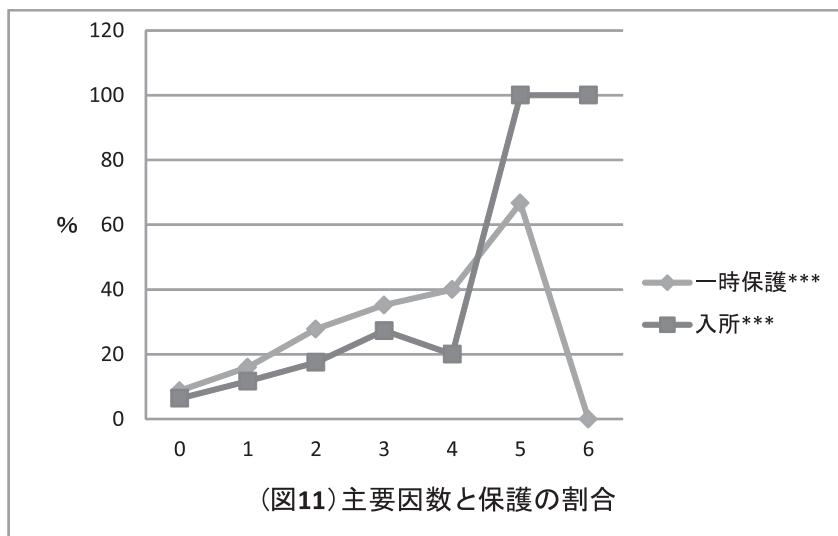
しかしこの2点を逆に考えると、市区町村はネグレクト事例に対して、広く軽度から深刻な事例まで対応しているとも考えられる。

(2) 年齢

保護に関しては(表2)(図1)のように、0~2歳の乳幼児期と12歳以上で高い割合になっている。しかしその理由は両者で異なっていると考えられる。

(表 12) 主要因の数と保護の割合

	計	一時保護	入 所	一致率(B/A)
0	1560(100)	138(8.8)	100(6.4)	73.0%
1	909(100)	145(16.0)	106(11.7)	73.1%
2	263(100)	73(27.8)	46(17.5)	32.9%
3	88(100)	31(35.2)	24(27.3)	77.4%
4	25(100)	10(40.0)	5(20.0)	50.0%
5	3(100)	2(66.7)	3(100)	150%
6	1(100)	0	1(100)	0
不明	21(100)	0	0	0
計	2870	398(13.9)	285(9.9)	71.6%
$\chi^2$ 検定		0.000	0.000	



\*\*\* ;  $P < 0.001$

(注) 主要 6 項目：子どもへの暴力、家内動物飼育、項目 7 以上、精神障害 (疑)、世代間連鎖、アルコール・薬物

(一時保護：20% 以上、施設入所：15% 以上で重複した項目)

一般に児童相談所の一時保護所は乳児への対応は困難で、一時保護が必要な場合は乳児院等に委託一時保護を行うのが通例である。今回の結果も、一時保護に関しては全体の平均と同程度であるにもかかわらず施設入所が3.7ポイントも多いのは、委託一時保護ののち、早期に入所措置に切り替えるためだと思われる。つまり一時保護所の機能的な制約で施設入所が多いと考えられる。

一方思春期、特に15歳以上では、一時保護は平均より10ポイント近く高いが施設入所の増加は5ポイント程度にとどまり、かかわる人数も少ない。つまりネグレクト家庭の思春期の子どもに市区町村がかかわる事例は、それまでの学校等の支援がなくなり深刻な事例になっていると思われる。また別の研究(安部2012)でも示したように、子どもの年齢の上昇に伴って離婚の割合が増え、ほぼ並行して貧困の割合も増えていた。つまり子どもの年齢の上昇に伴って家庭の養育力が低下し、その結果、市区町村が行える在宅支援サービスでは支えきれなくなり、保護が多くなるとも考えられる。

### (3) 家族構成

(表3)(図2)のように、家族構成では一時保護と施設入所では高い割合の項目が違っている。それでも実父のみの家庭や祖父母のかかわる家庭では、一時保護も施設入所も高い。これらは家庭での養育困難が直ちに施設入所を前提とした一時保護に結びつくと思察される。

一方実母家庭では単独家庭でもステップファミリーでも、一時保護後に施設入所しない割合が高い。このことは、一時保護後に養育先の家庭調整が行なわれたり、ネグレクト状態改善のためのサービス提供等を提案して子どもの養育環境を整備し、家庭復帰につながっていると推察される。

なお仮説であるが、もしかすると母子家庭であれば生活保護を開始することで施設入所が防げるが、父子家庭では生活保護の受給が困難なため、施設入所が増えているかもしれない。実際、今回の調査では生活保護の受給は、実母のみの家庭の43.6%であったのに対し、実父のみでは25.5%と約18ポイントの差があった。これは日本の生活文化やジェンダーの影響かもしれない。

#### (4) 子どもの状況

(表4)(図3)のように、一時保護に関しては家庭内で動物飼育(約26%)、子どもへの暴力(約25%)、子どもへの暴言(約23%)などの状況にある子どもの4分の1前後が一時保護され、児童虐待全体の平均とほぼ同じである。

ところで今回の調査は市区町村でネグレクトとして分類されている事例を対象にしたが、一般に児童虐待では4種類の虐待分類が併存していることは多く、今回の結果のようにネグレクト事例に暴力という身体的虐待や暴言という心理的虐待が起こっていることはありうる。

また児童虐待において児童相談所の最優先課題は子どもの安全確保である。そのため例えば「子どもへの暴力」が認められた場合、児童相談所が優先的に一時保護を検討することは多いと思われる。しかし同じように子どもの安全面が危惧される「家で食事が無い」や「病院未受診」「夜間保護者不在」などは一時保護の割合は高くなく、特に後2者は全体の平均より低い割合になっている。

このことから児童相談所は、「子どもへの暴力」など直接的な子どもの危険性には極めて敏感であるが、保護者夜間不在など「危険が推測される」程度では保護に慎重な姿勢が推測される。

一方動物家庭内飼育は家庭内の不潔の典型事例であるが、これに関連する子どもの不潔やゴミ屋敷などの項目は施設入所においてこのような状態がない事例より有意に多くが施設入所している。また施設入所で有意差があった8項目のうち5項目が不潔に関連する項目であることを見ると、児童相談所は家庭状況が不潔であることが施設入所、つまり在宅での生活継続が困難と判断していることが示唆される。

さらに子どもの状況1~2項目の事例では、非行が一番一時保護された割合が高かった。今回の調査対象はネグレクト事例であるので、一時保護された6件は非行以外の項目もあったことは推察される。しかし施設入所に結びつく割合は低い。これらのことから、ネグレクトされた子どもが思春期になって非行に走ると、一時保護されることもあるが、結局施設入所はできずに家に戻ってくるという現状を如実に表しているとも考えられる。

ところで今回の調査で市町村が対応するネグレクト事例の一時保護は平均13.9%、施設入所が平均9.9%であったことを考えると、(表6)のほとんどの項目は平均を下回っている。その結果、子どもの状況の項目に該当することだけで子どもの保護が決定されているわけではないと推察される。

#### (5) 重症度

筆者はネグレクト状況の重症度を子どもの状況を調べる項目数で判断することを検討した(安部2012)。この状態像と分離の結果を示したのが(表5)(図4)である。ここでは重症度が上がれば分離の割合が増え、0.1%水準で有意差が出るという常識的な推論が確認された。

しかし一致率では1~2個で約75%あるが重度化が進むといったん低下し、7以上で9割を超えるまでに上昇する。重度化はネグレクト状態の深刻さを表していると推定されるので、深刻な状況では一時保護後に施設入所が行われることは了解しやすい。では子どものネグレクト項目が1~2個でも10%前後が一時保護され、施設入所になるのはどのような項目であろうか。これが分かれば、保護の決定因子を解明できるかもしれない。しかしこの点については、子どもの状況(表6、図5)や保護者の状況(表7、図6)では決定的な項目は発見できなかった。

#### (6) 家族状況

ネグレクト家族の状況で保護に至る割合は(表8)(図7)のように、一番割合が高いのはどちらもアルコール・薬物で一時保護は約26%、施設入所で23%であった。また一致率も約89%と高く、児童相談所はアルコールや薬物のあるネグレクト家庭に危険性を強く感じていることがうかがわれる。

また保護の両方で0.1%未満の有意に多い割合を示す項目は貧困、精神障害(疑)、世代間連鎖、アルコール・薬物の4つであった。逆に両方とも有意差がなかったのは援助拒否、引きこもり、特定の宗教・信念の3項目であった。

しかし全体としては特定の項目が飛び抜けているわけではなく、保護に家庭状況が決定的な要因とはなっていないことが推察される。

### (7) 市区町村の支援

市区町村が行っているサービス提供や支援内容と分離の関係は(表9)(図7)のように、一時保護はショートステイ、施設入所はトワイライトで実施の割合が高かった。両者は市区町村が主体となって保護者に施設利用を推進する項目であり、事前に保護者の同意により施設利用を行うことが、児童相談所による保護に結びつく割合が高いことが分かった。

ところでショートステイは、市区町村が率先して親子の分離を図り将来的に児童相談所の保護につなげていく面と、短期的な利用では対応できなくなって保護につながる場合の両方が考えられる。今回のデータではどちらの意味合いが強いかは断定できないが、一致率が81.0%であることを考えると、後者、つまり施設入所の必要性が一時保護の分かれ目とも考えられる。

しかし施設入所では、その他の支援は病院同行を除き、有意差はあまり見られない。このことは、市区町村の積極的な支援が保護を低下させる効果を上げているのか、児童相談所が保護を行わないためにさまざまなサービス提供が行われているのか明確には分からない。しかしほとんどすべての項目で保護の割合は平均以上であり、これらのサービス提供だけでは分離を十分には抑制できていないことが示唆される。

### (8) 児童相談所の関与

児童相談所の関与と保護の関係は(表10)(図9)のように、報告以外のすべての項目で平均を上回っている。

このうちケース会議主催、継続指導、家庭訪問の3項目は児童相談所の自発的な活動である。ここからは、児童相談所が積極的にかかわる事例は保護が予測されるような重篤な場合が多いことが考えられる。一方、児童相談所が直接かかわることで家庭内の状況や子どもの様子が十分に把握でき、情報が多い結果として保護の割合が高い可能性もある。

逆に今回の調査結果からは、市区町村から児童相談所に保護を働きかける方法としては、送致が一番有効である。しかし児童相談所の中には送致を嫌う風潮も見受けられる。そのため市区町村の主催でケース会議を開催し児童相談所

に出席を求めるのは有効なことが示唆される。なお市区町村から事例の情報を詳しく報告しても、あまり保護に結び付かないばかりか、保護の割合を低減させる結果もうかがわれる。

#### (9) 一致率

一時保護した事例がすべて施設入所されるわけではない。そのためすべての項目において一時保護した事例数で施設入所した事例数の割合を計算し、その結果を一致率とした。

このうち一致率が90%以上あった項目は、0～2歳（子の年齢）、実母祖母家庭、実父母と祖母家庭（以上家族構成）、7項目以上（重症度）、公金滞納、料理作れない、近隣トラブル、特定の宗教・信念（以上家族状況）、トワイライト、ボランティア訪問（以上市区町村での支援）の10項目であった。そしてこの10項目はすべてネグレクトの平均以上の入所率であった。これら一致率が高い項目は、児童相談所が一時保護するにあたって施設入所を前提としているとも考えられる。

逆に一致率が60%未満の項目は、9～11歳（子の年齢）、実母のみ家庭、実母と継父家庭（以上家族構成）、夜間保護者不在、子への暴言、怠学（以上子どもの状況）、うつ（疑）（家族状況）、学童保育、生活保護（以上市区町村の支援）、の9項目であった。これら一致率が低いものは、子どもの安全確保のために一時保護したのち、家庭や環境調整をすることで家庭復帰意を積極的に働きかけている項目とも考えられる。

#### (10) 主要因の影響

以上みてきたように、市区町村がかかわったネグレクトのうち児童相談所により保護された事例の属性を探っても、決定的な項目は発見できなかった。そのため保護の割合の高い項目の重複が保護の割合を高めていることを想定して6項目について検討してみた。

その結果、一時保護では項目が上昇するごとに保護の割合は上昇するが、3項目で40%程度、5項目でも70%未満で、主要項目の重複だけが決定要因

でもないと思われる。また施設入所は主要項目が4項目までは重複しても入所率は20%程度であり、5項目で急増しているなど、施設入所の決定要因は単に項目の重複ではないことが伺われる。

## 6 結論

市区町村はネグレクト事例に広く軽度から深刻な事例まで対応していることがうかがわれる。

しかしネグレクト事例における子どもや家庭の状況からは、児童相談所の保護の明確な判断基準は発見できなかった。

それでも、子どもへの暴力や極端な不潔、保護者のアルコール・薬物など、子どもへの直接的な危険が推察される場合は保護の割合が高いこと、逆に保護者の夜間不在や病院未受診など危険が「推察される」だけの項目では保護は積極的には行われていないことが示唆された。

また児童相談所の分離の判断は、1～2項目でも分離する場合もあれば、危険度が高いと思われる項目が4つ重複しても20%しか施設入所しないなど危険項目の積み上げ方式ではないことが分かった。このことは市区町村から「児童相談所の判断基準が分からない」と言われる要因にもなっていると思われる。

しかし総合的に考えれば、児童相談所の行う一時保護や施設入所は、特定の項目の有無やまた単純に項目の積み上げで判断しているのではなく、多様な要素について多角的に検討されていると思われる。

それでもいくつかの場面で指摘された項目を総合すると、①子どもの直接的な生命の危険（子への暴力など）、②著しい不衛生（家内動物飼育など）、③ネグレクト状況の重複（子どもの項目7以上など）、④養育力の低下、⑤④の背景としての保護者の疾患や障害（アルコール・薬物、精神障害など）を中心に考慮していることが伺われる。

そしてこれらのことは、ネグレクト自体の多面性や重複的な構造の結果であるとも考えられる。



## 7 限界と今後の課題

今回の研究では、子どもや家族状況を事前に設定した項目から選ぶ方法のため、項目の有無のみのデータであり、各項目の重み付けは不明である。つまり単に項目の有無のみではなく、その程度を考慮した調査が必要であった。

また、今回の調査項目や分析手法では把握できないだけで、別の判断基準がある可能性もある。また全国調査という性質上、個々の児童相談所には明確な判断基準があるにもかかわらず、それが不統一なために全体として明確な基準になっていない可能性も考慮が必要である。

これらの限界を踏まえ、今後も研究を継続する予定である。

### <文献>

安部計彦（2011）「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究（主任研究者：安部計彦）」平成22年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業報告書

安部計彦（2012）「子どもネグレクトにおける重症度に関する研究」西南学院大学人間科学論集8（1）87-107

厚生労働省（2012）「児童虐待防止対策について」第38回全国児童相談研究セミナー名古屋大会（11月3日～4日）資料

日本子ども家庭総合研究所編（2009）「子ども虐待対応の手引き 平成21年3月31日厚生労働省の改正通知」有斐閣

西南学院大学人間科学部社会福祉学科